

第3次伊那市地域情報化計画

『 ICTの利活用で 暮らしやすく働きやすいまち 伊那市 』

平成29年3月



伊那市地域情報化計画 目次

第1章	地域情報化計画の策定にあたって	
1	趣旨	1
2	国及び県の情報化政策の動向	2
3	第2次伊那市地域情報化計画の検証	4
	(1) 取組状況	4
	(2) 検証	5
4	第3次伊那市地域情報化計画の位置付け	7
5	対象区域・計画期間	8
第2章	情報化推進の基本理念・目標	
1	基本理念	9
2	目標	9
第3章	各施策の基本的な考え方	
1	市民サービスの向上	12
2	情報が身近にあるまちづくり	15
3	市民参加（協働）によるまちづくり	19
4	行政の効率化	21
5	計画推進にあたっての留意事項	24
第4章	具体的な取組	
1	市民サービスの向上	26
2	情報が身近にあるまちづくり	30
3	市民参加（協働）によるまちづくり	34
4	行政の効率化	36
第5章	参考資料	
1	伊那市地域情報化審議会条例	38
2	伊那市情報化推進本部規程	39
3	伊那市地域情報化審議会名簿	42
4	審議の経過	43
5	資料集	44

第1章 地域情報化計画の策定にあたって

1 趣旨

第1次伊那市地域情報化計画では、平成19年3月に合併後の新「伊那市」の計画として、「人にやさしい情報環境で みんなが主役の伊那市」を基本理念に、ICTを活用した、新「伊那市」における一体感と活性化を実現する取組を実施してきました。

第2次伊那市地域情報化計画は、前計画を引き継ぎ、より多様化する情報化社会へ対応できる取組を実現するべく、「安心・便利で暮らしやすい 活気のある まちづくり」を基本理念として、5年間の計画を平成24年3月に策定しました。

高速ネットワーク網の整備や地域防災無線のデジタル化、地図データの整備など多くの取組について目標を達成することができました。

計画策定から5年が経ち、情報技術の進歩や情報通信環境の変化により、情報利用に対する更なる期待や新しい分野での活用と情報資産の安全管理が求められるようになってきています。

今回、近年の状況に対応した「第3次伊那市地域情報化計画」を策定することにしました。

この計画は、伊那市の地域特性に応じた目指すべき地域情報化の目標を設定し、その実現のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針とすることを目的とします。

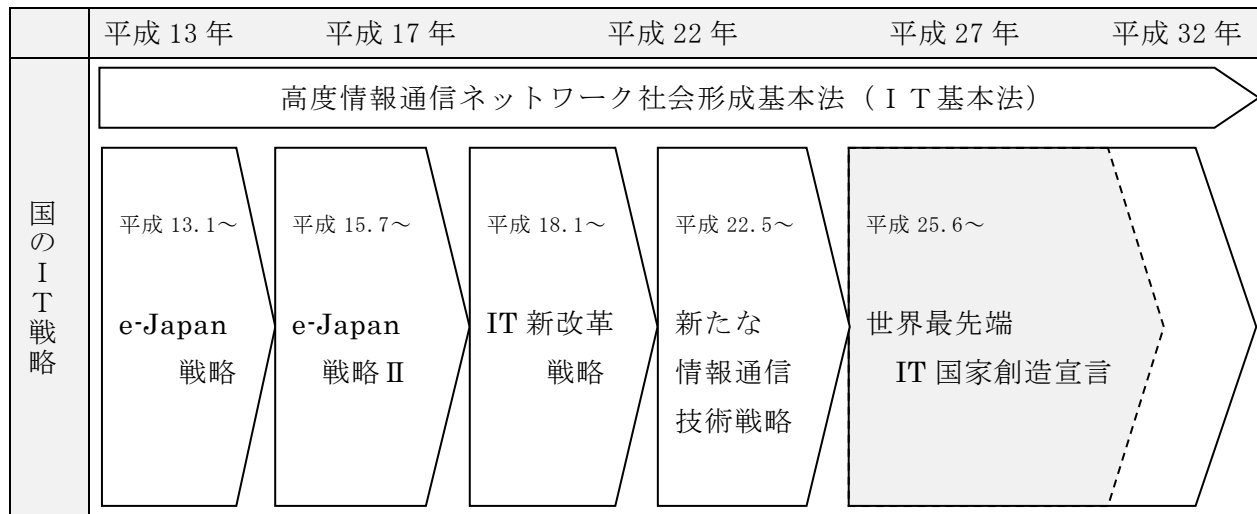
2 国及び県の情報化政策の動向

平成13年、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法*1（IT基本法）」が施行され、「IT戦略本部」の下で、「e-Japan戦略*2」に基づいて、世界最先端のIT国家を目指した本格的な取組が開始されました。

平成25年6月、政府はIT戦略として、ITを成長戦略のエンジンと位置付けた「世界最先端IT国家創造宣言*3」（以下「創造宣言」という。）を策定しました。策定の後、経済再生・問題解決などの観点で平成28年5月までに3回の改定を経て、現在の創造宣言では、IT利活用による目指すべき社会の実現に向けた今後の重点的な取組方針として、これまでの国や地方での着実な成果を我が国全体に展開することとし、「国から地方へ」、「地方から国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸問題の解決にITを利活用する取組を強化するとしています。

創造宣言では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年までを「集中取組期間」とし、次の3つの重点項目を中心に、国・地方が一体となり強力で施策を推進しています。

- (1) 国・地方のIT化・業務改革の推進
- (2) 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備
- (3) 超少子高齢社会における諸課題の解決



- * 1 **高度情報通信ネットワーク社会形成基本法**…ITを駆使して国民がインターネットをはじめとするネットワーク通信の利便性を享受できる環境の形成と、創造的で活力のある社会の確立を実現するための理念を定めた法律。
- * 2 **e-Japan戦略**…全ての国民がITを活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて決定された政府の基本戦略。
- * 3 **世界最先端IT国家創造宣言**…国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT国家となるために必要となる政府の取組などをまとめたもの。

一方、長野県は平成27年3月、ICT利活用の取組の方向性を明確にすることで、長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン*4）に掲げた数値目標の達成につなげるため、平成29年度までの3か年を期間とする「長野県ICT利活用戦略」（以下「利活用戦略」という。）を策定しました。長野県は少子高齢化、防災・減災対策、地域コミュニティの維持などの課題に対し、長野県の持つ強みや特徴を最大限活かしながら、ICT利活用の効果がより大きく見込まれる取組に重点を置いています。

利活用戦略では、次の5つの分野を柱として、できることから積極的に施策を展開し、ICT利活用のニーズ*5の更なる拡大につなげ、情報通信インフラの充実と未整備個所の解消を後押しするとしています。

- (1) ICT×産業振興
- (2) ICT×人材育成
- (3) ICT×観光
- (4) ICT×安全・安心
- (5) ICT×行政サービス

*4 **しあわせ信州創造プラン**…長野県が直面する課題に向き合い、長野県の将来像を目指して確かな一歩を踏み出す、県政運営の基本となる計画。

*5 **ニーズ**…必要としていること。要求していること。または要求そのもの。

3 第2次伊那市地域情報化計画の検証

(1) 取組状況

第2次伊那市地域情報化計画では、「市民が主役の活力に満ちた伊那市」の実現にむけて、「安心・便利で暮らしやすい 活気のある まちづくり」を基本理念に

- ① 市民サービスの向上
- ② 情報が身近にあるまちづくり
- ③ 市民参加（協働*1）によるまちづくり
- ④ 行政の効率化

を4つの基本目標とし、各目標の下に32項目の具体的な取組事項を定め、それぞれに5年後の目標を設定し、情報化の推進を図ってきました。

その結果、平成27年度までの4年間で、多くの事項で目標に向けて着実に取り組んだことにより、計画策定当初に「検討」の事項は「一部実施」へと取組が進み、また、「一部実施」の事項は「実施」または「完了」へと進行了しました。

第2次計画の最終年度（平成28年度）における目標の達成率は、88.7%であり、概ね目標を達成できました。

目標	具体的な取組数	評価基準点	目標達成評価	達成率
1 市民サービスの向上	8	32	28	87.5%
2 情報が身近にあるまちづくり	11	44	40	90.9%
3 市民参加（協働）によるまちづくり	6	20	16	80.0%
4 行政の効率化	7	28	26	92.8%
全体	32	124	110	88.7%

※評価基準点：各取組について目標達成率を4点満点として計算。

なお、目標「3 市民参加（協働）によるまちづくり」については、事業の見直しにより計画途中で対象外となった取組が1件あったため5件で計算。

※目標達成評価：各取組について目標達成率を1～4点として計算。

（目標達成：4 一部目標達成：3 目標未達成：2～1）

※1 協働…地域課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題がある場合、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題を解決する取組。

(2) 検証

ここでは、各目標について具体的に検証します。

- ① 「市民サービスの向上」では、光ネットワーク*2 環境の複線化の整備が進み、障害発生時などの市民サービス提供の継続性・安定性を確保できるようになりました。

また、コンビニエンスストアと連携した収納サービスや証明書などの発行サービスは、その利便性もあり着実に利用件数が増えてきています。

しかし、新たな収納サービスの拡充としては、一部業務でのクレジットカード収納の導入にとどまりました。

- ② 「情報が身近にあるまちづくり」では、携帯端末向けホームページでのコンテンツの充実や、地域情報や防災情報などを発信するツールである安心安全メールの登録者数は増えてきています。

一方で、初心者向けのパソコン基礎講座については、参加者の減少により平成25年度をもって開催終了となっています。

- ③ 「市民参加（協働）によるまちづくり」では、一部の事項が計画途中で事業の見直しにより計画対象外となったり、実施に至っていなかったりなどで達成率が低くなっています。そのような中で、SNS*3 のポータルサイト構築では、ワーキンググループによる検討の結果、伊那市公式 Facebook*4 によるコンテンツの公開を実施することができました。

- ④ 「行政の効率化」では、管理データを種類別や利用頻度別に検証することによる管理方法の見直しや、道路台帳図のデジタル化や都市整備地図データの整備について実施完了するなど、効率化が図られました。

今後は、新たなシステムの導入も視野に入れた業務運用の見直しについて、検討を進める必要があります。

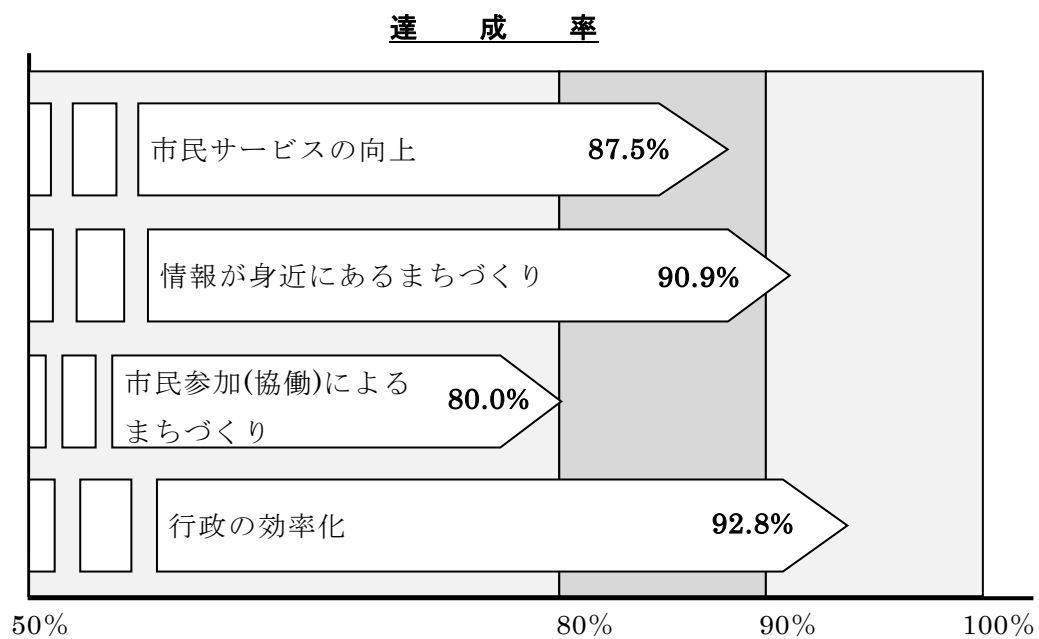
* 2 光ネットワーク…伝送媒体に光ファイバーを使用した有線通信を行うこと。

* 3 SNS(エス・エヌ・エス)…ソーシャルネットワーキングサービス。インターネット上で人と人の繋がりをサポートする会員制のサービス。

* 4 Facebook(フェイスブック)…アメリカの Facebook 社が運営するインターネット上のソーシャルネットワーキングサービス。

以上のことから、実施しているサービスの利便性を周知することによる利用者の増加や、システムが停止することなく稼働する環境の整備を行うことによるサービス向上と情報提供の継続性・安定性を確保できました。

一方、市民参加のパソコン基礎講座の開催や公式ホームページで実施しているアンケート調査に関する広報などの取組に遅れが出ています。

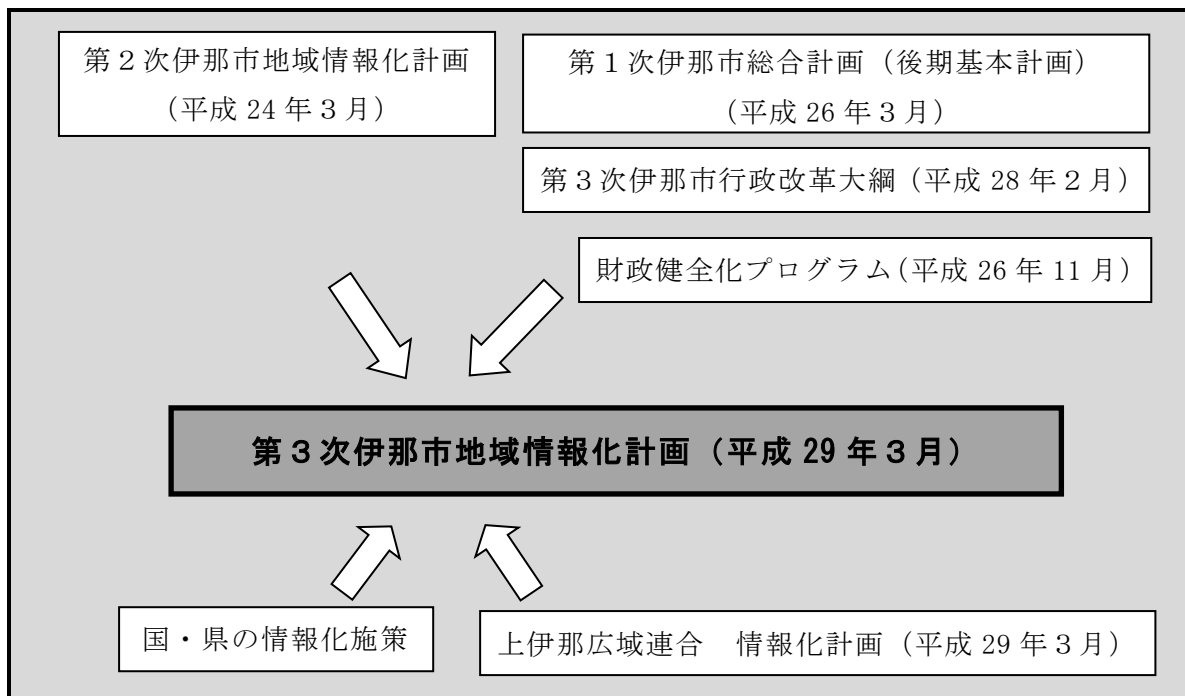


4 第3次伊那市地域情報化計画の位置付け

本計画では、第2次伊那市地域情報化計画の検証結果や国・県の情報化施策などを基に、伊那市が抱える地域情報化に関する諸問題を分析します。

それによって、第1次伊那市総合計画（後期基本計画）、第3次伊那市行政改革大綱*1などと整合性を図りながら、地域特性や市民ニーズに応じた計画を推進する基本理念、目標及び方針を定め、市民福祉の向上や地域社会の活性化、産業振興、教育の充実、伊那の魅力を活かした観光や子育て環境の実現に資するための基本的な指針とします。

また、本計画は、地域情報化の指針を示す行政内部資料とするだけでなく、市民や企業などにもその内容を公開するために分かりやすい内容、表現とし、実現に向けて市民との協働のもと推進します。



* 1 **行政改革大綱**…行政が今後取り組んでいく行政改革の基本的な理念を示すとともに、行政改革を進めるための基本的な方針を定めたもの。

5 対象区域・計画期間

計画の策定対象区域は、伊那市全域とします。

計画の期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とする5か年として、これまでに整備された情報基盤をさらに発展させて、有効活用する期間とします。

ただし、社会情勢の変化や情報技術などの進歩により現状にそぐわない場合は、適宜見直しを行うものとします。

第2章 情報化推進の基本理念・目標

1 基本理念

『ICT*1の利活用で暮らしやすく働きやすいまち 伊那市』

伊那市は、伊那市民憲章*2の基本理念として、「生きがい」「働きがい」があり、暮らしやすく平和で希望にみちた伊那市を創造することを目指しています。

本情報化計画では、第2次伊那市地域情報化計画までに整備された情報基盤をさらに発展させて、有効的に活用して、全ての市民・企業などが必要な時に十分な情報を得られて、より暮らしやすく働きやすい情報環境を目指すことを基本理念として掲げ、次の4つを目標にICTを活用した取組を進めます。

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 情報が身近にあるまちづくり
- (3) 市民参加（協働）によるまちづくり
- (4) 行政の効率化

これまでの取組で達成できなかったことや進歩するICTを活かして、より良いサービスと情報の提供を行うため、第2次計画の目標を引き継ぎます。

2 目標

(1) 市民サービスの向上

市民や企業の行政手続きを見直して、より簡素化・電子化*3することで便利になったと実感していただけるサービスの提供を目指します。

全ての市民が不公平感を感じることはないように、サービスを有効に活用できる環境を整備します。

また、観光やビジネスなどで伊那市を訪れる人や企業にとって、魅力ある情報発信を行います。

-
- *1 **ICT(アイ・シー・ティイー)**…Information and Communication Technology 情報通信技術。情報や通信に関する技術の総称。以前、日本で普及していた「IT」もほぼ同義として用いられ、国際的には「ICT」が一般的になっている。
- *2 **市民憲章**…市の理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に係わっていくための「行動規範・目標」、「道しるべ」となるもので、世代を超えて、共通の目標となるもの。
- *3 **電子化**…紙などで作られたアナログ情報をコンピュータで扱えるデジタル情報に変換すること。

(2) 情報が身近にあるまちづくり

子供や高齢者、ICT初心者を含めた伊那市の誰もが手軽に必要な情報を手に入れられる環境を整備するために、市が発信する情報は分かりやすい形で公開し、より多くのツールに対応できるようにします。

スマートフォン*1やタブレット端末*2の普及により、インターネットを利用するケースが増えてきています。便利になる一方で、年齢を問わず広い世代で犯罪に巻き込まれるリスクも高まってきていることから、ネット犯罪*3などから身を守る情報セキュリティ教育を進めます。また、いつでもICTを活用したサービスを受けられる有効な手段である、無線LAN*4アクセスポイントのあり方について検討を行い、必要な整備を進めます。

(3) 市民参加（協働）によるまちづくり

より暮らしやすい伊那市としていくためには、市民と行政が知恵を出し合い、それぞれの得意分野を生かしながら課題解決のために協力していくことが重要です。

テレワーク*5などの新たな働く環境の支援や、オープンデータ*6の利用により、市民の様々な経験や知識を多様なかたちで社会へ反映できるようにするなど、ICTを利活用した市民参加の場の提供に取り組んでいきます。

(4) 行政の効率化

人口減少や経済状況の停滞などから厳しい財政運営となる中で、多くの課題に対応するために、効率的な行政運営が求められています。

平成27年度に作成された第3次行政改革大綱や財政健全化プログラムとの整合性を図りながら、業務の簡素化・効率化を進めます。

また、情報機器や設備については、耐用年数や使用状況に応じた定期的な更新を行うことで、安定稼働に努めます。

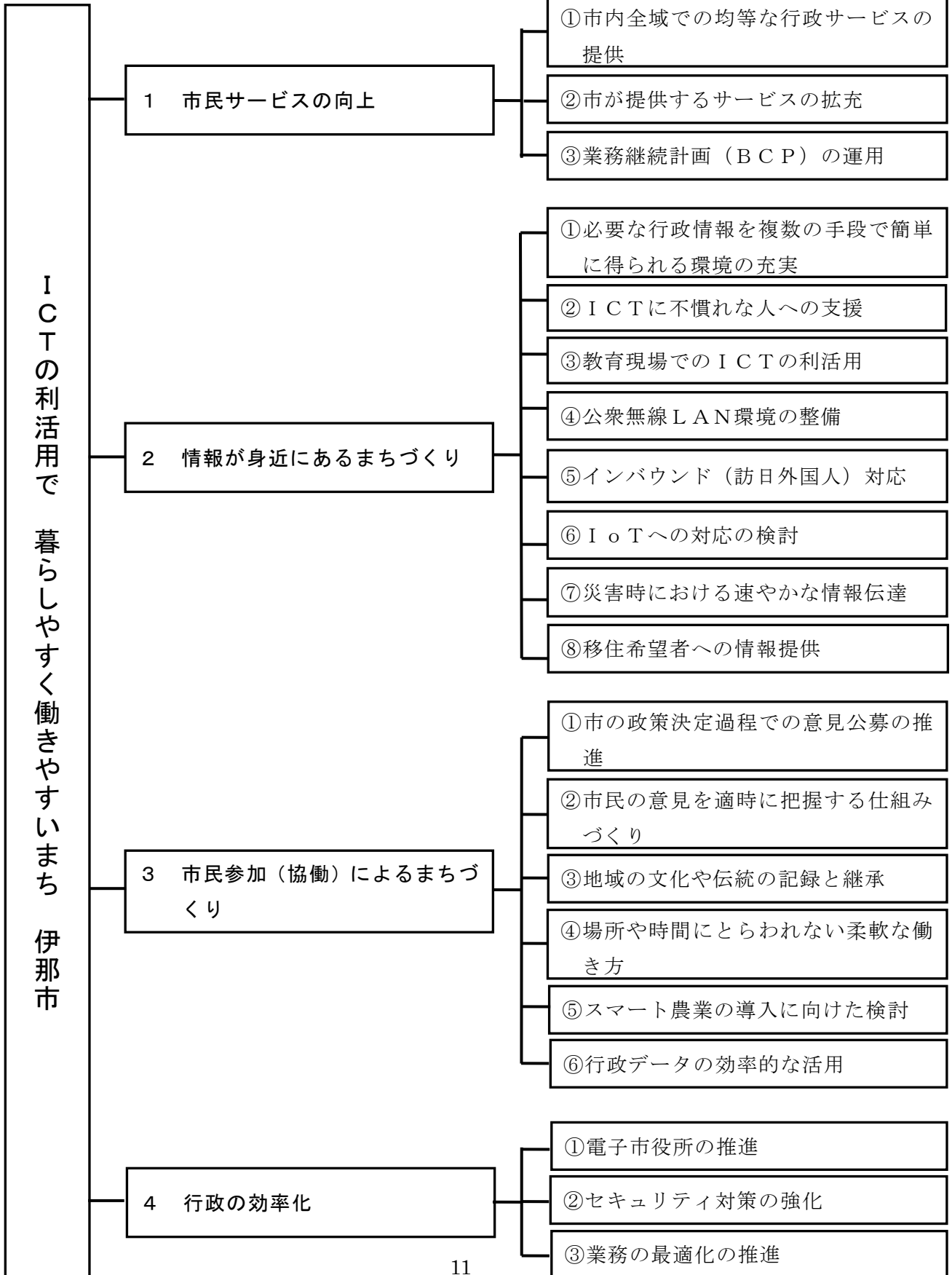
-
- * 1 **スマートフォン**…個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。
 - * 2 **タブレット端末**…板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっていて、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品。
 - * 3 **ネット犯罪**…ネットワーク上の、または、ネットワークを利用した犯罪の総称。
 - * 4 **無線LAN**…無線通信を用いてデータの送受信を行うシステム。
 - * 5 **テレワーク**…勤労形態の一種で、情報通信機器などを活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態。
 - * 6 **オープンデータ**…一切の著作権、特許などの制限なしで、全ての人が望むように利用・再掲載できるような形で公開されているデータ。

計画の体系図

<基本理念>

<目 標>

<方 針>



第3章 各施策の基本的な考え方

1 市民サービスの向上

(1) 現状と課題

伊那市は、県内で松本市、長野市に次ぐ広い面積を有しています。中心地域だけでなく中山間地域も可住地であるため、広い範囲に公平で充実した行政サービスを確実に安定して提供するため、光通信回線*1を複線化*2対応しました。

マイナンバー制度について、国では具体的な利活用の検討を行っています。

市民が地理的・時間的に制約を受けずに行政手続きを行えたり、行政サービスを受けられたりするために開始した、コンビニエンスストアとの連携による税・料金の収納や住民票、印鑑証明書発行、電子申請・届出や税の電子申告システムなどのサービスも徐々に利用件数が増えてきていますが、更なる普及に向けた啓発が必要です。

また、電子入札・入札資格者登録システムを導入する団体も増えつつあり、今後の導入についての検討も課題となっています。

東日本大震災や熊本地震など、近年、大規模な災害が発生しています。これらの災害などにより、情報システムが停止すると、行政サービスの提供も停止して、市民生活に大きな影響が出ることになるため、平常時からハードウェア面・ソフトウェア面・データ面において情報システムの安定性と継続性の確保が必要です。また、情報システムに障害などが発生した際の早期復旧のため、情報システムに係る業務継続計画（BCP）*3に基づき、課題対策と訓練の実施に取り組んでいます。

*1 **光通信回線**…ガラスやプラスチックの細い繊維できている通信ケーブル。通常の回線に比べて信号の減衰が少なく、高速で長距離の通信が可能になる。

*2 **複線化**…回線などのルートを複数設置すること。一方の回線が障害などで不通となっても、もう一方の回線で通信ができるため、サービス停止などを回避できる。

*3 **業務継続計画(BCP)**…Business Continuity Plan 災害などで緊急事態になった場合、影響を最小限に抑えつつ、優先する業務の継続と早期復旧ができるように、事前に策定する計画。

(2) 今後の方針

① 市内全域での均等な行政サービスの提供

県内で3番目の広さを有することで、市内全域の隅々まで均等に行政サービスを提供することに重点を置くことが重要です。全ての市民が常に同様の住民サービスを受けられるように対応を進めます。

税・料金の収納についても、コンビニエンスストアだけでなく、クレジットカード納付やペイジー*4などの導入についても検討します。

今年度、実施をしている新山地区と中心市街地店舗をインターネットでつないで買い物をする「新山いきいきマーケット」などの実証実験の結果を踏まえて、ICT活用による買物弱者の支援の可能性について検討します。

② 市が提供するサービスの拡充

住民基本台帳カード*5を利用したサービスは平成28年1月からマイナンバーカード*6へと引き継がれ、また、電子申請・届出サービス*7や電子申告サービス*8などのICTを用いたサービスも提供をしています。今後も、より多くの市民が活用できるように新しいサービスを提供します。

③ 業務継続計画（BCP）の運用

災害などにより重要な情報が失われないように情報資産を保全する体制を整え、複線化した光通信回線を活用して、現在提供しているサービスが停止しないようにネットワーク環境を整備・運用します。これらの「情報システム部門に係わる業務継続計画（BCP）」に基づいた対応を進めます。

* 4 **ペイジー**…Pay-easy 税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話・ATMなどから行うことができるサービス。

* 5 **住民基本台帳カード**…住民票に記載された氏名及び住民票コードなどが記録された IC カード。交付を希望した住民に対して市町村が有償で交付するもの。(平成 27 年 12 月 31 日限り交付は終了した)

* 6 **マイナンバーカード**…個人番号カード。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」に基づき発行される身分証明書の一つで、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）、証明写真などを券面に表示し、これらを IC チップに記録する IC カード。

* 7 **電子申請・届出サービス**…市民や事業者から行政へ、また行政から市民や事業者へ紙で行われていた手続きをインターネットを利用して行えるサービス。申請者の負担軽減や行政サービスの質的向上が図られる。

* 8 **電子申告サービス**…申告書（書面）の提出に代えて、インターネットを通じて納税申告手続きができるもの。納税者側は、納税申告手続きに要する時間や手間を軽減できる。

(3) 具体的な取組

方針番号	項番	具体的な取組事項
①	1-1	収納サービスの拡充
	1-2	電子入札・入札資格者登録システムの導入の検討
②	1-3	マイナンバーカードの普及
	1-4	ながの電子申請サービスの利活用
	1-5	地方税電子申告システムの普及
	1-6	コンビニエンスストアと連携したサービスの利用促進
③	1-7	業務継続計画（BCP）の運用

2 情報が身近にあるまちづくり

(1) 現状と課題

伊那市では、市のホームページ、市報、回覧板、ケーブルテレビ、有線放送、緊急時の防災行政無線・安心安全メールといった様々な媒体を使用して情報発信を行ってきました。

最近では、スマートフォンやタブレット端末の普及と、高速通信網の普及により、動画や音声をはじめとする多くの情報が簡単に入手できるようになってきており、民間事業者では様々なサービスや手続きがインターネットからできるようになってきています。

行政情報の提供や情報共有についても、これまでの方法を継続しながら、訪日外国人にも対応したインターネットでの情報発信を積極的に利用し、動画や音声などを用いた分かりやすい情報発信を行ってまいります。

また、観光や子育て支援などの情報発信については、市町村間の連携も必要となってきました。

「情報弱者*1」と言われる障害者、高齢者などはインターネットに触れる機会がまだ少ないのが実態です。

今後は、「情報弱者」が減るようなICTの普及、啓発活動の取組が必要となってきました。併せて、紙媒体などによる情報発信の補完も引き続き必要となってきました。

一方で、子供たちは、ゲーム機やスマートフォン、パソコンなどで当たり前のようにインターネットを利用しています。しかし、サイバー空間*2にはネット犯罪、有害サイトの情報、SNSなどによる特定個人の誹謗中傷などのネット社会の危険も存在しています。ネット社会での表現の自由の行使が多くの炎上*3事例を生み人権を侵害する事態も起きています。子供たちの周りには、このような情報化の負の面があることを伝え、子供たち自らが当事者（加害者・被害者）にならないようにするために、ネットマナー*4やセキュリティ教育が必要となってきました。

伊那市は、急峻な地形を有し、市内には天竜川や三峰川が流れており、豪雨の際には河川の氾濫や土砂災害の危険があるとともに、東海地震における地震防災対策強化地域にも指定されています。通信事業者や放送事業者などとも連携を取りながら災害時における市民の安全を確保するとともに1か所で必要な情報を得られる取組などを進めていく必要があります。

* 1 **情報弱者**…様々な理由により情報通信技術を利用できない、または利用が困難な人。

* 2 **サイバー空間**…コンピュータとネットワークで構築され、さまざまな情報が行き交う、「場」に見立てられる仮想的な世界のこと。

* 3 **炎上**…ネット用語では、不祥事の発覚をきっかけに非難が殺到する事態または状況のこと。

* 4 **ネットマナー**…インターネットなどネットワークを使う上で守るべきマナー。

情報社会に新しく I o T*1 という考え方が出てきており、新たなビジネスモデルへの期待もされています。実証実験を実施するなかで、あらゆるものがインターネットで繋がることで便利になる反面、どのようなリスクがあるかも含めて、今後の可能性の検討を始める必要があります。

県外や市外からの移住希望者が必要としている住居や子育て、就職などの総合的な情報を、1か所で手に入れ易い仕組みが重要です。

(2) 今後の方針

① 必要な行政情報を複数の手段で簡単に得られる環境の充実

市民が必要としている情報を市民により分かりやすく、利用しやすい形で提供するために、市報や市のホームページなどの更なる充実に努めます。また、従来どおり、複数のメディアによる広報に努めます。行政から広く市民向けに発信する情報や文書はホームページに掲載し、ワンストップ*2 で必要な情報を得られる環境を目指します。

② ICTに不慣れな人への支援

インターネットなどの急速な普及に伴い、あらゆる場面で情報化が進展しています。このような環境に対応できるように、誰もが情報化の恩恵にあずかれるよう、情報弱者への支援に取り組みます。

③ 教育現場でのICTの利活用

教育現場における学力向上のためのICTの活用、それに伴う技術の習得及び情報機器などの整備を行います。タブレット端末の普及に伴い、一部の大学生や新社会人などにキーボード操作能力の低下が懸念されていることから、キーボード入力をはじめとするICTの基本的な利活用能力向上にも努めます。さらに、児童生徒及び保護者に対するネットマナーやセキュリティ教育を進めます。

④ 公衆無線LAN環境の整備

観光地や人が集まる観光施設・民間施設などでの公衆無線LANのサービス環境について、セキュリティ対策にも配慮しながら、整備を進めるとともに、今後の公衆無線LANのあり方について検討します。

* 1 **IoT(アイ・オー・ティー)**…Internet of Things モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

* 2 **ワンストップ**…1か所または一度の手続きで必要とされる様々なサービスが受けられること。

⑤ インバウンド*3（訪日外国人）対応

インバウンド観光振興について促進します。訪日外国人観光客がスマートフォンやタブレット端末などで、気軽に観光情報などを入手できるように、具体的には、無料公衆無線LANスポットの設置拡大を検討していきます。また、市のホームページや案内表示などでの外国語対応についても、さらに充実させる必要があります。

⑥ I o Tへの対応の検討

ありとあらゆるモノがインターネットに繋がることで、どのような新しいサービスなどが可能なのか、伊那市新産業技術推進協議会における「スマート農業*4」、「ドローン*5 活用」、「ICT教育」についての今後の方向性を踏まえて、セキュリティ対策にも配慮しながら、より住みやすく、より働きやすい地域づくりへの今後の可能性について検討を行います。

⑦ 災害時における速やかな情報伝達

災害時にICTを活用して、迅速・確実に少しでも多くの人に情報の伝達と防災・減災が図れるように、日頃から準備しておく必要があります。

⑧ 移住希望者への情報提供

市外からの移住希望者及び市内からの定住者に向けて空き家の物件情報を提供して、多くの希望者が積極的に移住できるための対応を進めます。なお、物件情報については、内容を十分精査して取り扱いに注意のうえ提供します。さらに、移住応援サイト「伊那に住む」での子育てや就職などの各種情報の提供も引き続き進めていきます。

* 3 **インバウンド**…外国人旅行者を誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す。

* 4 **スマート農業**…スマート（Smart）は「賢い」という意味。栽培環境の自動制御や自律的な環境対応などの先進技術により従来型の農業の限界を超えた新しい農業が想定されている。

* 5 **ドローン**…無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。英語の「Drone」は「（無線操縦の）無人機」または「オス蜂」の意味。

(3) 具体的な取組

方針番号	項番	具体的な取組事項
①	2-1	携帯端末向けコンテンツの充実
	2-2	行政チャンネルの活用
	2-3	安心安全メールによる情報提供
	2-4	公式ホームページの充実
②	2-5	パソコン教室の開催
	2-6	情報のバリアフリー化
③	2-7	教育の情報化
	2-8	児童生徒及び保護者へのネットマナー・セキュリティに関する教育
④	2-9	公衆無線LAN環境の整備
⑤	2-10	公式ホームページの外国語対応
⑥	2-11	I o Tへの対応の検討
⑦	2-12	防災関連情報の提供
⑧	2-13	空き家バンクの推進

3 市民参加（協働）によるまちづくり

（1）現状と課題

少子高齢化の進行が加速し、ICTの進展など社会情勢の著しい変化とともに多様化する市民ニーズに対応するため、行政情報化の推進による市民サービスの向上に努めながら、限られた行政資源を最大限に生かした効率的な行政運営が必要とされています。そのためには、市民や団体から行政の施策などに対する意見を収集し反映する仕組みや、日頃から気軽に意見を伝えられる仕組みが重要です。

ICTは急速に進歩し、あらゆる分野で不可欠なものとなっていますが、これを最大限に活用することは、地域の様々な課題を解決し、将来都市像を実現するための有効な手段として、またこの地域の伝統文化の良さを活かしながら、地域情報化を推進し、新たな文化を創造する手段として重要性が増しています。

地域経済・雇用の活性化に向けて、多様な就労形態の提供と更なる企業誘致を実現するために、空き事務所などを利用したテレワークの推進が必要とされています。また、農業分野においても、高齢化や担い手不足解決のための一つの手段として、ICTの利活用が求められています。

近年、多様で大量のデータの収集や分析が可能となったため、そのデータを資源として活用する取組として、オープンデータの利活用が活発になっています。このことから、市民や民間団体などと公的データを共有することで、本市の課題を官民協働により解決するための基礎づくりが必要です。さらに、オープンデータを利活用することによる新たな雇用の創出も期待されています。

（2）今後の方針

① 市の政策決定過程での意見公募の推進

施策の原案段階で市民や団体などからの意見を公募することによって、施策に市民の声が反映される機会が増すとともに、行政の意思決定の透明性を確保します

② 市民の意見を適時に把握する仕組みづくり

行政からの積極的な情報提供とともに重要なのは、市民が求めていることを的確に把握することです。市民が気軽に市政への意見や要望などを届けやすくなる仕組みを検討します。

③ 地域の文化や伝統の記録と継承

歴史や文化、伝統、知識、知恵などといった地域の貴重な財産を電子化して保存し、消滅の危機から守り継承し、教育などの分野で広く利活用できるようにします。

④ 場所や時間にとらわれない柔軟な働き方

異業種や起業を目指す人が交流しながら事務所を共有するコワーキングスペース*1などでICTを活用するテレワークなどの多様な働き方を推進し、人や企業をつなぐ役割を担い移住・定住、子育て支援につながる環境の支援に取り組めます。

⑤ スマート農業の導入に向けた検討

農業を巡っては、農家の高齢化や後継者不足などの厳しい状況にあります。今後、ICTを利活用し農作業の省力化や高品質生産を可能にする新たな農業への取組を促進して、より働きやすい環境とすることで持続可能な農業へと向かっていけるように検討します。

⑥ 行政データの効率的な活用

市の保有する情報のオープンデータ化により、民間サービス創出の促進と官民連携による創意工夫を活かした多様な公共サービスの迅速かつ効率的な提供を図るとともに、市の政策決定などの過程における、行政の透明性・信頼性の向上、業務の効率化、住民サービスの向上と地域の活性化につながる取組を進めます。

(3) 具体的な取組

方針番号	項番	具体的な取組事項
①	3-1	情報公開の推進
	3-2	パブリックコメント*2の実施
	3-3	e-アンケート*3の実施
②	3-4	ソーシャルネットワークサービスを利用した地域コミュニティの形成
③	3-5	地域の文化や記録の保存
④	3-6	テレワーク環境整備の支援
⑤	3-7	スマート農業の導入に向けた検討
⑥	3-8	オープンデータの提供

-
- * 1 **コワーキングスペース**…事務所スペース、会議スペースなどを共有しながら、個人事業者や起業を目指す人らが各自で仕事をする交流型オフィス。
 - * 2 **パブリックコメント**…行政機関が規則などの制定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。
 - * 3 **e-アンケート**…行政などに対する意見などについて、無記名で手軽に、誰でも参加できる簡単なWebアンケート調査。

4 行政の効率化

(1) 現状と課題

市内全域での公平で迅速な行政サービスの提供は、常に市民から求められています。庁内での情報共有とサービスの提供をいかに効率的にできるか、また、どのようにしたら情報資産を守り、セキュリティレベルを一定レベル以上に保ちながら安定した行政サービスを維持していけるか、さらに、タブレット端末などICTを有効活用して業務を無駄なく進めていくことなどについて、日々前進できるように取り組んでいく必要があります。

市民サービスの向上と行政事務事業の効率化を推進する電子自治体^{*4}の構築を目指すため、セキュリティを確保しながら、個人認証システム^{*5}との連携などのICTを活用した体制整備を推進することが必要です。

日々の業務に利用しているシステムは、上伊那広域連合で管理しているもので、上伊那8市町村で共同利用しています。業務規模に応じた機器で構成されており、複数の業者で保守・運用されています。

また、標的型攻撃^{*6}メールやランサムウェア^{*7}をはじめとするサイバー攻撃^{*8}などによる脅威が大きくなり、個人情報漏えいなどのセキュリティ事故も全国で多く発生しています。日頃、これらに対するセキュリティ対策を実行することで、継続的に行政サービスを提供することが可能となります。

さらに、業務手順の見直しや最適な業務システムの導入についても検討が必要です。システム機器の構成については、機器保守や災害時対策の観点から、クラウド^{*9}方式での対応も含めて検討していく必要があります。

-
- * 4 **電子自治体**…高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどを利用したオンラインで市民に提供できる自治体のこと。
 - * 5 **個人認証システム**…利用者本人であることを電子的に確認するシステム。
 - * 6 **標的型攻撃**…明確な意思と目的を持った人間が、特定のターゲットに対して特定の目的のために攻撃を行うこと。
 - * 7 **ランサムウェア**…感染したコンピュータが正常に利用できないよう「人質」に取り、復元のために身代金を要求する不正プログラム。
 - * 8 **サイバー攻撃**…コンピュータシステムやインターネットを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの搾取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせたりすること。
 - * 9 **クラウド**…クラウドコンピューティング。コンピュータの利用形態の一種で、利用者は自らのハードウェア、ソフトウェア、データを持たず、インターネットを介してネットワークに接続されたコンピュータが提供するサービスを利用して、対価を支払う。

そこで、第2次伊那市地域情報化計画までの取組をさらに継続させて、各種行政事務処理の一層の効率化・迅速化を進めていき、より良い行政サービスへ反映できるようにしていく必要があります。

(2) 今後の方針

① 電子市役所の推進

市役所の開庁時間中に足を運ぶことが困難な市民にとって、インターネット上で行政手続きが完結する電子自治体の実現は非常に意味のあることです。費用対効果や事務負担軽減などの観点から、導入可能なシステムについて順次整備を進めます。

② セキュリティ対策の強化

行政情報の庁内共有化と情報資産を保護し、セキュリティを確保するために、引き続きシンクライアント*1システムの運用やファイルサーバー*2による情報の集中管理を行います。さらに、情報セキュリティ監査*3や職員研修の実施、情報機器の整備・更新を行うことで、情報セキュリティレベルを一層高められるようにセキュリティ対策を強化します。

③ 業務の最適化の推進

現在の業務手順の見直しを行い、無駄な部分を省いて効率化を進めます。さらに、各種の業務システムの導入を検討して、庁内最適化を進めます。

パソコンやシステムをはじめとする庁内の情報機器の更新は、ほぼ同時期に迎えるため、中長期視点で計画的に進めます。

また、自庁サーバー方式で運用しているシステムについては、機器保守や災害時対策などの観点からクラウド方式への移行の可能性を検討します。

-
- *1 **シンクライアント**…業務にかかる機能の大半をサーバーに依存するネットワーク端末のこと。あるいはそのシステムの総称。ユーザーが使う端末は表示や入力など最低限の機能のみに制限し、アプリケーションソフトやデータなどの資産はサーバー側で一元管理するため、端末にデータが残らずセキュリティ確保の面からも有利とされている。
- *2 **ファイルサーバー**…ネットワーク上でファイルを共有するために設置される機器のこと。
- *3 **情報セキュリティ監査**…規定した情報セキュリティポリシーが効果的に実施されているか、監査員が専門的・独立的な立場から検証や評価を行って改善していく仕組みのこと。

(3) 具体的な取組

方針番号	項番	具体的な取組事項
①	4-1	電子自治体構築に向けた取組
②	4-2	行政の情報セキュリティの強化
③	4-3	業務事務手順の最適化
	4-4	電子決裁・文書管理システムの検討
	4-5	行政情報基盤の整備
	4-6	タブレット端末の利活用

5 計画推進にあたっての留意事項

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民への十分な計画の説明を行うとともに、「PDCAサイクル*1」による単年度ごとの進捗管理と見直しを行います。

① 市民への情報化計画の周知

本計画を効果的なものにするためには、市民と行政が協力して課題にあたる必要不可欠です。市民と行政の課題共有のために市のホームページへ掲載して周知します。

② 計画推進組織の設置

現在、伊那市地域の情報化を推進するために、3つの会議を設置しています。

市役所の外に置く組織として、市民・行政・学識経験者・各種団体など幅広い分野からの委員で構成する「伊那市地域情報化審議会」では、市長の諮問により地域情報化の推進や新たな地域情報化施策について検討を行います。

市役所の内部に置く組織としては、市長を本部長とする伊那市情報化推進本部を設置し、伊那市全体の地域及び行政の情報化施策について検討します。情報化推進本部には、市長・副市長及び部長級職員で構成する「情報化推進本部会議」と情報統括責任者（CIO*2）（副市長）及び課長級職員で構成する「電子市役所推進会議」を設置し、具体的な施策の検討・協議を行っていきます。

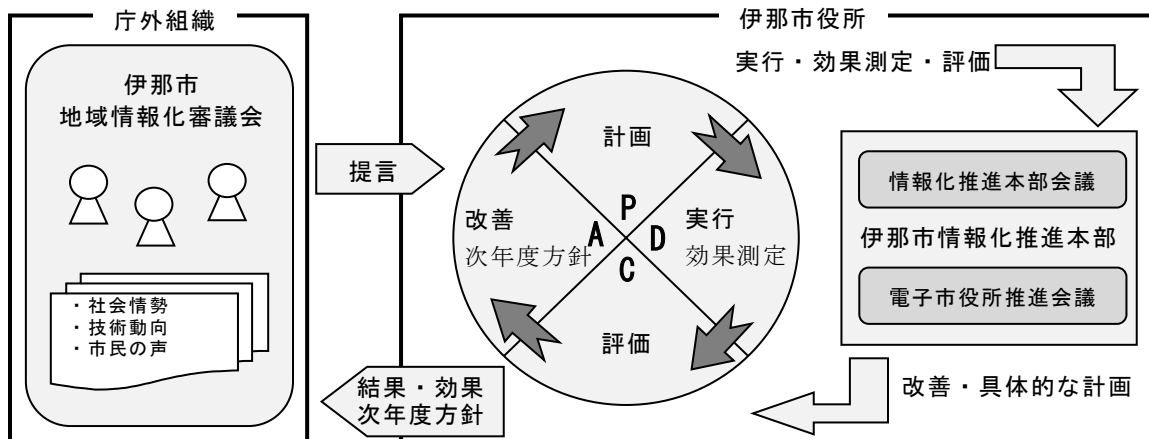
③ 単年度ごとの計画の評価と見直し

単年度ごとに計画の進捗状況の把握と評価を行い、計画が実効性のあるものとなるように必要に応じて見直しを行います。

また、情報技術の進展や、指針とすべき国・県・広域・市の上位計画に大きな変更が生じた場合は、評価にかかわらず本計画の見直しを検討します。

* 1 PDCA(ピー・ディー・シー・エー)サイクル…業務やプロジェクトを実行する際に、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その結果を評価し(Check)、さらに改善(Action)していくという工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

* 2 CIO(シー・アイ・オー)…Chief Information Officer 情報資産の管理及び情報セキュリティ対策について最終決定権限と責任を有する者。



(2) 情報セキュリティの確保について

市役所や学校などには個人情報を含む多くの情報があります。これらの情報の取り扱いについては、伊那市情報セキュリティポリシー及び、伊那市立小中学校情報セキュリティポリシーに沿って適切に運用し、一層の情報セキュリティ確保に取り組めます。

第4章 具体的な取組

1 市民サービスの向上

方針	項番	具体的な取組事項	現状と課題
①市内全域での均等な行政サービスの提供	1-1	収納サービスの拡充	<p>税の納付方法は、窓口、金融機関、コンビニエンスストアでの現金納付と口座振替があります。クレジットカード納付やペイジーでの納付はできません。</p> <p>後期高齢者医療保険料のコンビニ収納が可能となっていないため、市民の利便性が良いとは言えません。</p> <p>介護保険料のコンビニ収納が可能となっていないため、市民の利便性が良いとは言えません。</p>
	1-2	電子入札・入札資格者登録システムの導入の検討	<p>公共工事の品質確保の促進に関する法律により、電子入札の導入が求められています。</p> <p>しかし、長野県市町村電子入札システムへの共同利用に参加する市町村が増加していません。平成22年に2市、平成23年に2市、平成28年度に1市で5市が共同利用しています。</p>
②市が提供するサービスの拡充	1-3	マイナンバーカードの普及	<p>マイナンバーカードは平成28年1月から発行が開始され、申請のあった住民への交付を行っています。マイナンバーカードの独自利用として、印鑑登録証や証明書コンビニ交付サービスを行っています。</p> <p>住民基本台帳カードを所有している住民が多いため、住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切替を進める必要があります。</p>
	1-4	ながの電子申請サービスの利活用	<p>長野県電子申請・届出システムの共同利用に参加しています。様々なコンテンツを提供していますが、利用件数は伸びていません。</p>

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
クレジットカード納付やペイジーの導入について、納期内納付率の向上による督促などの事務軽減の見込み、費用対効果などを検討 総務省では、早ければ平成 31 年度の導入に向けて、地方税の電子納税共通システムの検討を行っている ので、システム改修などで対応	一般税納期内納付率 (督促状発送時点)	92.6%	93.6%	税務課
情報センターシステム見直しの際、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納の対応について検討	後期高齢者医療保険料のコンビニ納付件数	未対応	8,000 件／年	健康推進課
情報センターシステム見直しの際、介護保険料のコンビニ収納の対応について検討	介護保険料のコンビニ納付件数	未対応	2,000 件／年	高齢者福祉課
新たに共同利用の運用を始めた市に、事業者側での効果について意見を聴取し導入に向けた検討の継続	—	—	—	契約課
提供しているサービスの PR ・マイナンバーカード交付時の PR ・有効期限が到来する住民基本台帳カード所有者に対するマイナンバーカードへの切替案内	マイナンバーカード交付枚数	3,237 枚 (H28.6.30 現在)	10,000 枚	市民課
・ながの電子申請サービスの普及、広報 ・新しいコンテンツの検討	電子申請コンテンツ数	10 種	13 種	情報統計課

※指標・現況・目標については、実施内容の進捗状況を把握するため数値化できるものは極力設定することとし、数値化に馴染まないものは設定していません。

1 市民サービスの向上

方針	項番	具体的な 取組事項	現状と課題
②市が提供するサービスの拡充	1-5	地方税電子申告システムの普及	<p>平成 20 年に電子申告サービスが開始され、伊那市では、法人住民税、固定資産税償却資産、給与支払報告及び年金支払報告に関する申告などができるようになりました。現在、更なる普及に力を注いでいます。</p> <p>一方、事業者にとって設備投資や管理人員の確保などに経費を要するため、導入に積極的とならない点が課題です。今後は、簡易マニュアルの作成や、導入することが事務の効率化に有効であることを説明しながらの周知が必要です。</p>
	1-6	コンビニエンスストアと連携したサービスの利用促進	<p>市県民税などの 4 税目は、コンビニエンスストアで納付可能です。所得証明書などの発行には対応していません。</p> <p>平成 23 年 2 月から証明書コンビニ交付サービスを開始し、平成 27 年度現在、住民票の約 17%、印鑑登録証明書の約 30%がコンビニ交付サービスによって発行されています。取得できる証明書の種類が少ないことと利用促進の PR が課題です。</p>
③業務継続計画（BCP）の運用	1-7	業務継続計画（BCP）の運用	<p>平成 22 年 2 月に情報システム部門における業務継続計画を策定し、運用しています。</p> <p>計画に基づく事前対策や訓練、計画そのものを最新の状態に維持することが必要です。</p> <p>災害時に情報資産が失われないような体制づくりが必要です。</p> <p>また、停電などへ対応するため、自家発電機や無停電電源装置の整備、点検、修理は欠かせません。</p>

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
広報活動を行い、電子申告の利用件数及び率を増加 ・広報（インターネットやパンフレットなど）の活用による申告手続きのPR ・電子申告広報チラシの配布による事業者の環境整備の促進 ・新たな電子申告サービス導入に向けた検討（個人住民税（el-tax）、たばこ税、その他） ・地方税電子化協議会との連携	電子申告件数（法人住民税、固定資産税償却資産、給与及び年金支払報告）	50,640件 (58%)	60,000件 (70%)	税務課
・所得証明書などの発行の実現性について、費用対効果、問題点などの検討	—	—	—	税務課
提供しているサービスのPR ・マイナンバーカード交付時のPR 取得できる証明書の種類拡大 ・戸籍謄抄本などの追加	取扱証明書の種類数	2種類 (H28.6.30現在)	4種類	市民課
・必要に応じて計画の見直し ・定期点検・訓練の実施 ・計画に基づく事前対策の検討 ・無停電電源装置などの安定的な運用	—	—	—	情報統計課

2 情報が身近にあるまちづくり

方針	項番	具体的な 取組事項	現状と課題
① 必要な行政情報を複数の手段で簡単に得られる環境の充実	2-1	携帯端末向けコンテンツの充実	<p>広報形態として次の媒体などを利用して情報発信を行っており、ユーザー状況に応じた受信環境が構築されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙「市報いな」（公民館報、議会、社会福祉協議会報を含む） ・ 市公式ホームページ ・ 伊那市安心安全メール ・ 緊急速報メール
	2-2	行政チャンネルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報番組「い～なチャンネル」の制作と放送（伊那 CATV） ・ 広報番組「広報 174」（伊那有線） ・ 文字情報 ・ 音声告知放送 ・ データ放送 ・ SNS（Facebook） ・ プレスリリース
	2-3	安心安全メールによる情報提供	<p>広報紙、ケーブルテレビの行政チャンネル、有線放送、文字放送、緊急時の防災無線、携帯端末向けホームページ、安心安全メールでの情報配信など様々な媒体を使って情報発信を行っており、これらの中から、受信する側の状況（在宅、屋外など）でその方法を選択できる環境ですが、更なる利用者の増加に向けて発信内容の充実が必要です。</p>
	2-4	公式ホームページの充実	<p>ユーザーの求める最新情報をいち早く、見つけやすい状態で掲載することが必要です。</p> <p>ウェブアクセシビリティに対応したサイト構成が求められています。</p>
② ICT に不慣れな人への支援	2-5	パソコン教室の開催	<p>障害のある人が地域の一員として充実した生活を送るため、行政情報をはじめとする各種情報提供の充実を図り、社会参加への促進が必要です。</p>
	2-6	情報のバリアフリー化	
③ 教育現場での ICT の利活用	2-7	教育の情報化	<p>国の進める教育の情報化において、授業の質と学力の向上のため、教育現場での積極的な ICT の活用及びそれに伴う整備が急務です。整備率については平成 28 年度の国の目標値に到底及びません。また、教員の ICT 活用スキルにおいても教員間で差があることが現状です。学習指導要領の改訂がせまる中で一定のスキル及び機器の整備が必要です。</p>

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページのコンテンツは全て携帯端末（モバイル、スマートフォン）向けに変換し掲載 携帯端末向けアプリの製作及び利用の検討 	アクセス件数 （年間）	1,057,000 件	2,160,000 件	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> 伊那 CATV の行政情報番組などの放送を継続 NHK のデータ放送「あなたの街から」の情報を月 2 回更新 	放送回数 更新回数	40 回／年 2 回／月	40 回／年 2 回／月	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> 発信する情報の充実 利用登録の促進 送信用グループの検討 	安心安全メール登録 者数	18,000 人	19,000 人	危機管理課
毎月、全コンテンツのチェックと内容の精査を行い、不備の無いサイト運営に努め、伊那市ファンの増加に努める。	アクセス件数 （月間平均ページビ ュ数）	33 万件	48 万件	秘書広報課
・障害者向けパソコン教室の開催	パソコン教室受講者 数	延 べ 261 人	延 べ 280 人	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 視覚・聴覚障害者向け携帯電話の読み上げ機能を利用した情報提供 CD 配布による情報提供 障害者のための緊急通報手段の広報 	利用者数	延べ 26 人	延べ 28 人	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 伊那市が IoT 事業の中で進める教育の情報化 教職員のスキル向上 先進地視察、シンポジウムへの参加、講演会実施など 国の ICT 指導力向上プログラムを活用 研修計画を策定し段階的に実施 （校外研修・校内研修・教科別研修・同学年研修など） ※研修などの講師には市内で積極的に活用している先生を起用 キーボード入力をはじめとする情報機器の基本的な利活用能力及び情報の利活用能力の向上を図る授業 段階的な機器の整備・更新 	—	—	—	学校教育課

2 情報が身近にあるまちづくり

方針	項番	具体的な 取組事項	現状と課題
③教育現場での ICT の 利活用	2-8	児童生徒及び保護者 へのネットマナー・ セキュリティに関する 教育	近年、子供たちも簡単にインターネット を利用できる環境になっています。一方 で、セキュリティ意識が薄く、ネット犯 罪に巻き込まれる危険があります。
④公衆無線 LAN 環境の 整備	2-9	公衆無線 LAN 環境の 整備	JR 飯田線の駅利活用の中で、伊那北駅は 「にぎわいステーション」として、駅の 利用者が交流できる駅を目指し、手段と して公衆無線 LAN を整備していますが、 活用につながっていません。
			H27 年度に市内宿泊施設の公衆無線 LAN 環境整備を行いました。H28 年度に高遠 城址公園の公衆無線 LAN 整備を行いま した。しかし、市内の主要観光施設や駅な どの公共施設の整備が遅れています。
			公衆無線 LAN の設置については、伊那市 観光（株）の施設と文化振興課の施設を 中心に行ってきていますが、その他の施 設への設置に向けた検討が必要です。
⑤インバウンド（訪日 外国人）対応	2-10	公式ホームページの 外国語対応	市公式ホームページは 4 か国語に対応 していますが、今後さらに多くの言語に 対応する必要性が生じると予測されま す。
	2-9	公衆無線 LAN 環境の 整備 （再掲）	H27 年度に市内宿泊施設の公衆無線 LAN 環境整備を行いました。H28 年度に高遠 城址公園の公衆無線 LAN 整備を行いま した。しかし、市内の主要観光施設や駅な どの公共施設の整備が遅れています。
⑥IoT への対応の検討	2-11	IoT への対応の検討	中山間地域が抱える産業の担い手不足や 生産活動の衰退の解消を図るため、産業 イノベーションのツールとして、IoT を 活用し、新たなビジネスの創出を図りま す。
⑦災害時における速や かな情報伝達	2-12	防災関連情報の提供	災害に対する備えや、災害時の行動につ いて市民の関心が高まっています。 防災関連の情報提供を継続して行い、被 害を最小限にするため、繰り返しの周知 が大切です。
⑧移住希望者への情報 提供	2-13	空き家バンクの推進	移住希望者は、自らの生活ニーズや就労 条件などにより、ある程度広範囲なエリ アで空き家の物件情報を求めていること から、近隣市町村も含めた物件情報をま とめて発信することが必要です。

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ネットマナーや危険回避、セキュリティ意識向上への啓発 ・児童生徒及び保護者向けセキュリティ教育研修会の開催 	—	—	—	学校教育課
「にぎわいステーション」を目指すために、高校生や地域住民、商店、団体などと連携し、伊那北駅周辺の情報提供を行うアプリの開発	アプリの開発数	0 個	1 個	企画課
市内観光施設の公衆無線 LAN 環境整備を推進	伊那市所有の整備済み観光施設数	5 か所	8 か所	観光課
今後の公衆無線 LAN のあり方についての検討	—	—	—	情報統計課
現在のホームページを毎年リビジョンアップする際に、言語の見直し	言語数	4 言語	6 言語	秘書広報課
市内観光施設の公衆無線 LAN 環境整備を推進 (再掲)	伊那市所有の整備済み観光施設数	5 か所	8 か所	観光課
<ul style="list-style-type: none"> ・官民協働によるコンソーシアム(新産業技術推進協議会)において将来ビジョンの策定 ・実証事業推進に関する PDCA サイクルによる管理及び効果検証の実施 	IoT 推進ラボ関係機関として市内企業の参画団体数	0 団体	15 団体	企画課
<ul style="list-style-type: none"> ・県からの情報を収集し、安心安全メールなどを活用して防災関連情報として発信 ・市内気象情報をホームページで提供 ・指定緊急避難場所、避難経路などの防災関連情報の提供(上伊那安心安全マップを活用) 	安心安全メール登録者数	18,000 人	19,000 人	危機管理課
伊那地域定住自立圏域内(伊那市・箕輪町・南箕輪村)への移住・定住促進により、産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進	空き家バンク実施市町村数	2 市町で実施(伊那市・箕輪町)	3 市町村で実施(伊那市・箕輪町・南箕輪村)	地域創造課

3 市民参加（協働）によるまちづくり

方針	項番	具体的な 取組事項	現状と課題
①市の政策決定過程での意見公募の推進	3-1	情報公開の推進	市の各種施策の実施にあたって市民の声を市政に反映し、意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見や情報の把握が必要です。計画策定時にパブリックコメントを実施している場合もありますが、パブリックコメント要綱の整備が必要です。また、市民との協働を進めるには基礎となる情報の共有が重要です。
	3-2	パブリックコメントの実施	市民生活に広く影響を及ぼす施策などについては、計画段階からパブリックコメントが積極的に取り入れられています。一方で、意見がどのように活用されているのか見えにくい例もあるため、パブリックコメントの結果をわかりやすく公表することが求められています。
	3-3	e-アンケートの実施	平成26年10月にリニューアルした市公式ホームページ及び行政情報番組について、利用者の生の声をコンテンツづくりに反映させることが重要です。
②市民の意見を適時に把握する仕組みづくり	3-4	ソーシャルネットワークワーキングサービスを利用した地域コミュニティの形成	一般論として、ソーシャルネットワークワーキングサービスがコミュニティを形成するための一翼を担っており、自治体が運営する地域ソーシャルネットワークワーキングも少なくありません。
③地域の文化や伝統の記録と継承	3-5	地域の文化や記録の保存	古くから地域に伝わる文化、伝統、催事は年を追うごとに継承できる人が減っており、地域の方々が長年培ってきた知恵や知識、技術、その時代の風景などを次世代につなぐ仕組みが必要です。文化施設所蔵資料や地域の資料により、地域の方々とのつながり、触れ合いが生まれ、活性化が図られます。また、古文書から近代の写真や映像、書物など地域の歴史を伝える貴重な財産が埋もれつつあります。
④場所や時間にとらわれない柔軟な働き方	3-6	テレワーク環境整備の支援	現在テレワークを実施している市内企業はありません。通信環境は市内全域で光回線による通信が使用可能です。コワーキングスペースは1か所（民間経営）です。
⑤スマート農業の導入に向けた検討	3-7	スマート農業の導入に向けた検討	農家の高齢化、後継者不足の解消と農作業の安全確保及び効率化が必要です。
⑥行政データの効率的な活用	3-8	オープンデータの提供	現状では、ほとんどオープンデータ化されておらず、活用できない状況です。

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況や行政評価の結果、各種審議会の予定・結果などの情報を公開 ・行政情報をホームページへ掲載 	—	—	—	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・政策決定プロセスへの参画機会の提供 ・市民の有効で積極的な意見が取り入れられる体制づくり 	各種計画の策定時におけるパブリックコメント導入	一部実施	完全実施（特別な事象を除く）	企画課
市公式ホームページ「オンラインサービス」を活用し、利用者の意見を電子アンケート形式で常時募る。	件数（年間）		10件	秘書広報課
公式フェイスブックにより、伊那市ホームページでは、発信しにくい内容を中心に、利点を生かした発信により、地域に根差した情報の発信	「いいね」の数	709	1,500	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> ・写真や映像、書類・書物、文化財をデジタル化して保存 ・地域の文化、伝統、催事などの聞き取り調査とデータの蓄積 ・収集した資料を、学習会や常設・企画・特別展示などで活用 ①写真・映像資料（高遠町歴史博物館・創造館） ②古文書（高遠町図書館） ③向山雅重資料（伊那図書館）	資料のデジタル保存数	<ul style="list-style-type: none"> ・写真・映像資料 60,000点（高遠町歴史博物館） ・古文書デジタル化作業資料点数 560点、21,866枚、撮影済（伊那市立図書館） 	施設内における、デジタル化資料の閲覧・開示	文化振興課
長野県が実施する「おためしナガノ」を利用し伊那市で事業を行うICT関係の企業に対して、家賃の補助を実施	—	—	—	商工振興課
ICT を利活用した課題解決について検討	—	—	—	農政課
オープンデータの公開と、データの民間事業者などによる活用により、市民生活の向上を図る。	オープンデータの公開数	0個	30個	情報統計課

4 行政の効率化

方針	項番	具体的な 取組事項	現状と課題
①電子市役所の推進	4-1	電子自治体構築に向けた取組	県自治振興組合を中心に行われているワーキンググループでシステムの共同構築・共同運用が実施・検討されています。また、各課においてもシステムの導入について検討されています。
②セキュリティ対策の強化	4-2	行政の情報セキュリティの強化	市役所が所有する多くの情報を安全かつ適正に管理することが重要です。サイバー攻撃や、標的型攻撃メールなどに対する日頃からの対策についての周知と徹底も必要です。サイバー攻撃の種類と攻撃力は日々進歩しており、新しい攻撃に応じた物理的・技術的対策も必要です。
			学校が所有する多くの情報を安全かつ適正に管理することが求められています。平成 27 年度より学校情報セキュリティ強化のためのセキュリティ管理環境の最適化を実施しています。昨今、全国の学校現場で起きているセキュリティ事故の多くが人的なことが要因となっていることを踏まえ更なるセキュリティ意識の向上が求められます。
③業務の最適化の推進	4-3	業務事務手順の最適化	平成 20 年に導入したオープン系の基幹系システムの利用により、住民サービスの向上、事務効率化、コストの削減が図られました。今後の取組として事務の見直しや機能の有効活用による一層の業務の効率化が求められています。
	4-4	電子決裁・文書管理システムの検討	紙での決裁を電子決裁にすることが、文書管理に大きくかかわってきます。電子決裁と文書管理システム導入の費用と事務効率、ペーパーレス化による節約などの効果の検証が必要です。
	4-5	行政情報基盤の整備	メーカーによる OS のサポート切れによる更新や、過去に実施してきたインフラ整備による情報機器の更新の時期を迎えます。安定した運用を確保するために計画的な整備更新が必要です。
	4-6	タブレット端末の利活用	紙ベースでの議会資料や通知は、印刷費や F A X の費用、関係する職員の人件費がかかり、事務効率、情報の共有などでの課題があります。

実施内容	指標	現況	目標	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> 各ワーキンググループに参加し、電子自治体構築や、行政の効率化につながる内容についての検討 各課で検討しているシステムの導入について支援 	新しいシステムの導入件数		1件	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーの適正な運用 情報セキュリティ内部監査の実施とフォローアップ 情報セキュリティ研修の実施 物理的、技術的セキュリティ対策の実施 	情報セキュリティ研修受講率	100%	100%	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> 学校セキュリティポリシーの周知徹底のための啓発 セキュリティ研修の実施（巡回研修） 	セキュリティ研修受講率	100% ※ポリシー周知のための校内研修	100% ※担当職員による巡回研修	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> システムの活用による業務手順の見直し 業務システムのクラウド化の情報収集 上伊那広域連合との調整 	—	—	—	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> 決裁方法の検証（本庁舎⇔外部職場など） 文書事務フローの見直し システム導入の検討（全職場で使用できる環境整備） 	—	—	—	総務課
<ul style="list-style-type: none"> 総務課と連携し、システム導入に向けての検討 	—	—	—	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> 計画に沿ったパソコン、情報機器などの更新 	—	—	—	情報統計課
<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末の利活用 ペーパーレス化による経費節減、事務効率の向上、情報共有の推進 	—	—	—	議会事務局

第5章 参考資料

1 伊那市地域情報化審議会条例

○伊那市地域情報化審議会条例

平成23年3月28日

条例第2号

(趣旨)

第1条 情報通信技術を活用した地域情報化の推進について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、伊那市地域情報化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及び公募による者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部情報統計課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 伊那市情報化推進本部規程

○伊那市情報化推進本部規程

平成18年3月31日

訓令第10号

改正 平成18年9月1日訓令第65号
平成19年4月1日訓令第24号
平成20年4月1日訓令第10号
平成21年2月18日訓令第1号
平成21年3月31日訓令第8号
平成22年3月31日訓令第6号
平成22年5月17日訓令第12号
平成23年3月28日訓令第18号
平成25年4月25日訓令第6号
平成26年4月24日訓令第9号
平成28年3月11日訓令第3号

(設置)

第1条 情報通信技術を活用した地域活性化と豊かな市民生活の実現を目指し、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、安全面に配慮しながら総合的かつ計画的に情報化を推進するため、伊那市情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は別表第1に掲げる者を充てる。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、地域情報化及び行政情報化に関する総合的な施策を協議する。

2 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

3 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(電子市役所推進会議)

第5条 推進本部に、全庁的な行政情報化に関する総合的な推進施策を協議する電子市役所推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議に、情報統括責任者、副情報責任者及び幹事を置く。
- 3 情報統括責任者は副市長を、副情報責任者は総務部長を、幹事は別表第2に掲げる者を充てる。
- 4 情報統括責任者は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副情報責任者は、情報統括責任者を補佐し、情報統括責任者に事故があるとき、又は情報統括責任者が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 推進会議は、情報統括責任者が招集し、情報統括責任者が議長となる。
- 7 情報統括責任者が必要と認めるときは、幹事以外の者に推進会議の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部情報統計課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日訓令第1号）

この訓令は、平成21年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月17日訓令第12号）

この訓令は、平成22年5月17日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月25日訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月25日から施行する。

附 則（平成26年4月24日訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月24日から施行する。

附 則（平成28年3月11日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部局等	伊那市情報化推進本部員
教育委員会	教育長
総務部	総務部長、危機管理監
市民生活部	市民生活部長
保健福祉部	保健福祉部長
農林部	農林部長
商工観光部	商工観光部長
建設部	建設部長
水道部	水道部長
高遠町総合支所	高遠町総合支所長
長谷総合支所	長谷総合支所長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育次長
議会事務局	議会事務局長

別表第2（第5条関係）

部局等	電子市役所推進会議幹事
総務部	総務課長、秘書広報課長、情報統計課長
市民生活部	市民課長
保健福祉部	社会福祉課長
商工観光部	観光課長
建設部	管理課長
水道部	水道業務課長
高遠町総合支所	総務課長
長谷総合支所	総務課長
教育委員会事務局	生涯学習課長

3 伊那市地域情報化審議会名簿

(敬称略)

区 分	所属・職名等	氏 名
会 長	信州大学農学部 教授	萩原 素之
副会長	伊那市議会代表 総務文教委員	柳川 広美
委 員	伊那市男と女ネットワーク協議会 会長	飯島 信子
	伊那商工会議所 総務振興課長	平澤 きよ美
	(社)長野県経営者協会 上伊那支部幹事長 タカノ株式会社 人事部長	高嶋 厚
	伊那ケーブルテレビジョン株式会社 代表取締役	向山 賢悟
	伊那市小中学校情報委員会委員 伊那市立長谷小学校教諭	水野 哲男
	上伊那広域連合 情報システム課長	北原 秀志
	公募委員	赤羽 芳一
オブザーバー	NPO法人 いなじんインターネット	中村 元康
伊那市	総務部長	原 武志
事務局	情報統計課長	高嶋 利幸
	情報統計課 情報推進係長	松崎 茂
	情報統計課 情報推進係	守谷 泰志

4 審議の経過

年 月	内 容
平成28年 6月～	庁内での地域情報化計画（素案）検討
平成28年 8月24日	第1回審議会 地域情報化審議会委員委嘱 正副会長の選出 審議会への諮問 地域情報化計画（素案）の説明、審議
平成28年10月 4日	第2回審議会 計画（案）の検討・審議
平成28年10月11日 ～ 10月31日	計画（案）に対する意見募集の実施
平成28年11月11日	第3回審議会 計画（案）の検討・審議 地域情報化計画（案）の承認
平成28年11月22日	市長への答申

5 資料集 伊那市地域情報化計画（平成24年度～28年度）の主な実施内容

取組事項	実施内容
高速ネットワーク網の整備	・伊那市内全域で光回線化の整備が完了
住民基本台帳カードの普及と利活用	・多目的利用サービスを有効期限後も継続利用可能 ・外国人住民へのカード交付開始
マイナンバー制度の開始	・平成27年10月からマイナンバー制度が開始し、平成28年1月からマイナンバー利用開始
電子申請・届出システムの導入	・平成25年度に運用を決定した、次期電子申請・届出システムへの参加
小中学生及び保護者へのネットマナー・セキュリティに関する教育	・「児童生徒のインターネットや携帯電話の使用に関する指針」策定
公式ホームページの充実	・平成26年度にリニューアルして中国語とポルトガル語を追加して4か国語に対応
携帯電話向けコンテンツの充実	・市報の電子ブック化の開始
電子メールによる情報提供	・安心安全メールで「市立保育園・幼稚園」カテゴリ追加
防災関連情報の提供	・防災関連施設、災害危険個所を上伊那安心安全マップへ掲載
地域防災無線のデジタル化	・平成24年度：伊那地区デジタル化整備完了 ・平成26年度：高遠町地区デジタル化整備完了
投票速報管理システムの刷新	・各投票所からの投票速報管理システムをクラウド版へ移行
SNSによる地域コミュニティの形成	・伊那市公式 Facebook によるコンテンツの公開開始
地域の文化や記録の保存	・高遠町図書館所蔵の古文書をデジタル化 ・高遠町歴史博物館の収蔵資料をデジタル化
行政情報の共有と活用	・大容量画像データ保存用のファイルサーバを整備
地図データの整備	・道路台帳、都市整備地図のデジタル化
行政の情報セキュリティ強化	・セキュリティ内部監査実施 ・セキュリティ研修実施

伊那市民憲章

私たちのふるさと伊那市は、南アルプスと中央アルプスの雄大な山々に抱かれ、天竜川と三峰川の流れる豊かな自然のもと、人々は歴史を築き、文化の花を咲かせ、産業を育んできました。

私たちは、「生きがい」「働きがい」があり、暮らしやすく平和で希望にみちた伊那市を創造するため、ここに市民憲章を定めます。

- 一、美しい自然を愛し、住みよい環境を守ります。
- 一、歴史と文化を大切にし、心豊かな人を育みます。
- 一、人のつながりを大切にし、思いやりの輪を広げます。
- 一、心もからだも健やかに、明るい家庭と職場をきずきます。
- 一、かけがえのない命と、平和への願いを伝えます。

行く川の水はさやけく 山なみの星美しき 伊那はまほろば
このまちに生きる喜び このまちに香る文化を とともに語らん
このまちの平和を願い 人々の夢を託して 輝く未来へ

第3次伊那市地域情報化計画

(平成29年度から平成33年度)

【発行】 伊那市

【編集】 総務部 情報統計課

〒396-8617 長野県伊那市新田3050番地
電話番号 0265-78-4111
E-mail jot@inacity.jp

